

令和4年度

札幌市本庁舎廊下等床材

保守管理業務仕様書（単価契約）

札幌市総務局行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎廊下等床材保守管理業務仕様書（単価契約）

本業務は本庁舎の廊下及び執務室の一部において、欠損・剥離した床ビニルタイル（非飛散性アスベスト建材）の張替え及び廃棄物処理を行う業務委託である。実施に当たっては下記による他、関係法令を遵守し、必要に応じて委託者の指示によることとする。

記

- 1 業務場所
札幌市本庁舎（昭和46年11月しゅん功）
住所：札幌市中央区北1条西2丁目
- 2 対象
本庁舎地下2階から地上19階までの廊下及び執務室の床ビニルタイル
- 3 業務内容
委託者より指示のあった箇所について、床ビニルタイルの張り替えを行い、撤去した床材について収集運搬・処分を行う。
- 4 履行期間
令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 提出書類
(1) 契約締結後、すみやかに着手届及び作業計画書を提出すること。
(2) 張替え作業終了後、すみやかに作業箇所、張替え枚数を記載した作業報告書を作成し、本市担当者の確認を受けること。
(3) 廃棄物処理完了の後、作業報告書、マニフェスト及び完了届を提出すること。
(4) 必要資格書類の写しを提出すること。
- 6 作業条件
(1) 作業実施においては、職員及び関係者、施設利用者に支障が無いよう、十分に配慮して行うこと。
なお、作業日程は事前に担当者との打合せで決定すること。
(2) 業務遂行を指揮監督するため監督者を定め、また監督者が不在又は事故のあるときの補助者として、監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を提出すること。
なお、監督者、監督代行者を変更するときは、すみやかに委託者にその氏名等を通知すること。
(3) 張り替え作業は原則として閉庁日（土・日・祝日）に行うこと。
なお、詳細については担当者との打合せにより決定すること。
(4) 関係する法令等（大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等）をよく理解し、遵守して作業を行うこと。
(5) 床材撤去に際しては飛散防止のための湿潤化を施し、極力建材を破損しないようにすること。
(6) 作業に必要な保護具や標識等は受託者で用意すること。
(7) 新規張り替えの床材は本市の支給品を使用すること。ただし、接着剤は受託者で用意すること。
(8) 撤去した床材については受託者で準備した専用袋に詰め、施設内の指定場所に集積すること。なお、保管に際しては廃棄物処理法に定められた保管基準を遵守すること。
(9) 集積した撤去材は、委託者と日程調整の上で搬出及び処分を行うこと。
なお、処分等に際しては関係法令を遵守し、処理委託契約書やマニフェスト写し等、適切に処理を実施したことが分かる書類を委託者に提出する事。
(10) 本業務での張替予定枚数は、過去3年間の張り替え実績より約2,700枚/年と想定している。ただし、床材の劣化状況により実際の張替枚数は増減が予想されることから、必ずしもこの予定枚数分の張替を保証するものではない。

7 必要な資格等

本業務にあたり、下記の資格等を有した作業員を適正に配置すること。

- (1) 石綿作業主任者の技能講習修了者（作業主任者に選任する者）
- (2) 石綿作業の特別教育受講者（実際に作業に従事する者）

8 特記事項

- (1) 施設や付属設備をき損・汚損しないよう、必要に応じて養生を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当たって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、一切受託者が責任をもって処理すること。なお、その際は事故報告書を提出すること。
- (3) 本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務で使用する接着剤はホルムアルデヒド放散量等級F☆☆☆☆を満し、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンを含まないか、できるだけ発散量が少ないものに限る。
なお、使用する材料のSDSを事前に本市担当者に提出し、確認を受けること。
- (5) 本業務の履行においては、「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項は、担当者との協議により決定することとする。